

中期目標事例集

<政令指定都市、静岡県>

独法名	設立時期	構成病院数	頁
地方独立行政法人神戸市民病院機構（第1期）	H21.4.1	2	1
地方独立行政法人福岡市立病院機構（第1期）	H22.4.1	2	10
地方独立行政法人京都市立病院機構（第1期）	H23.4.1	2	16
地方独立行政法人堺市立病院機構（第1期）	H24.4.1	1	31
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1	2	40
地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1	4	46
地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1	3	58
地方独立行政法人静岡県立病院機構（第1期）	H21.4.1	3	64

地方独立行政法人神戸市民病院機構中期目標

前文

神戸市立医療センター中央市民病院及び神戸市立医療センター西市民病院（以下これらを「市民病院」という。）は、これまでそれぞれの医療機能に応じて地域医療機関との連携を図り、神戸市立医療センター中央市民病院（以下「中央市民病院」という。）は市全域の基幹病院として、神戸市立医療センター西市民病院（以下「西市民病院」という。）は市街地西部の中核病院として、患者の立場に立って、市民の生命と健康を守るという役割を果たしてきた。

中央市民病院は、開院後28年目を迎えており、設備類の経年劣化による老朽化や昨今の医療技術の進歩に適切な対応を図るために、PFI手法を用いて、平成22年度中の施設完成を目標に、21世紀にふさわしい新病院に向けて準備を進めているところである。

市民病院においては、これまでも経営改善に努めてきたが、医療保険制度や医療提供体制の改革が進められ、病院を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中にあって、市民病院としての医療を市民・患者のニーズに応じて提供するためにも、今まで以上に機動性、柔軟性及び透明性を高め、より効率的な病院運営を行う必要がある。

そこで、平成19年6月の「神戸市立医療センターの運営形態見直しに関する基本的な方向性」の報告の中で、より柔軟な地方独立行政法人に特有の制度により、優秀な人材を採用及び育成し、弹力的な病院運営が可能となる一般地方独立行政法人化を示し、今般、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）を設立することとした。

市民病院機構においては、市民病院の基本理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもとで、引き続き、救急医療や高度・先進医療等の不採算医療及び行政的医療も含め質の高い医療を安全に市民に提供するという公的使命を果たすとともに、地方独立行政法人制度の特徴を生かし、最大限の努力による市民・患者へのサービスの向上と効率的な病院運営を行うことを求め、ここに市長が市民病院機構に示す基本的な方針である中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市民病院としての役割の発揮

(1) 救急医療

本市の救急医療システムの下、初期救急医療から3次救急医療まで、市民病院の役割に応じて「断らない救急」に努めること。特に中央市民病院は、救命救急センターとして、365日24時間体制で重症・重篤な患者への対応を確保すること。

(2) 小児・周産期医療

小児・周産期に係る地域の医療提供の状況を踏まえ、地域医療機関と連携及び役割分担して小児・周産期医療を担うとともに、安心して子供を産み、かつ、育てられるよう医療の体制を確保すること。

(3) 感染症医療

新興感染症等の新たな医療課題への対応を率先して行うこと。特に中央市民病院は、感染症指定医療機関等としての役割を果たすこと。

(4) 災害その他の緊急時における医療

阪神・淡路大震災を経験した病院として、災害に強い医療のリーダーとして日頃から周到な準備体制を確保するとともに、災害その他の緊急時には、自らの判断で医療救護活動を行い、神戸市地域防災計画、神戸市国民保護計画等に基づき、市長からの求めに応じ対応すること。

2 専門性の高い医療の充実

(1) 高い専門性と総合的な診療

医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者の動向、医療の需要など社会の変化に即して診療部門の充実及び見直しを行い、地域医療機関との連携のもと、専門性の高い医療を提供するとともに、高齢化の進展等に伴う多様な市民のニーズの変化に対応するため、診療科の枠を超えて、総合的な診療を行うこと。

特に、平成22年度中の施設完成を目指に整備を進めている新中央市民病院は、心臓センターなどの高度専門医療センターを設置し、最適な治療の提供を行うこと。また、市民・患者とともに医師をはじめとする医療職にとっても魅力ある病院とするとともに、特に西市民病院は、地域の医療ニーズを踏まえた特色づくりを進めること。

(2) 4 疾病への対応（がん治療・脳卒中治療・急性心筋梗塞治療・糖尿病治療）

4 疾病への対応は、市民の健康の重要課題であり、地域医療機関と役割分担し、本市の基幹病院・中核病院としての使命を果たすこと。

(3) 高度・先進医療

市民病院は、それぞれの医療機能に応じて、他の地域医療機関では提供できない高度・先進医療を提供すること。

3 市民・患者と共に支える地域医療

(1) 市民・患者へのサービスの一層の向上

患者へのサービスの向上の観点から、外来診療の待ち時間、検査や手術の待ち日数の短縮等に取り組むほか、より柔軟に患者へのサービスの向上を図ること。

また、より快適な環境を提供するため、院内環境の整備を進めること。

なお、国際化の進展等にも配慮するなど、誰もが利用しやすい病院を目指すこと。

(2) 市民・患者への適切な情報提供

「患者の権利章典」の下、患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を行うこと。

また、市民病院に蓄積された専門医療に関する情報、市民病院の役割及び医療内容、地域医療機関との連携等について、市民・患者に対しホームページ等を活用し、情報提供を行うなど普及啓発を進めること。

(3) ボランティアとの協働

ボランティアを積極的に活用し、互いに連携を取りながら市民・患者の目線に立ったサービス向上のため、よりきめ細やかな取組を進めること。

4 地域医療機関との連携協力の推進

(1) 地域医療機関・保健機関・福祉機関との連携推進

地域医療機関との連携及び協力の体制の充実を図り、役割に応じた患者の紹介を行うとともに、高度医療機器の共同利用等の促進に取り組み、引き続き病診・病病連携を推進すること。

また、本市の保健機関及び福祉機関と情報交換を行うなど、医療、保健及び福祉の連携を図ること。

(2) オープンカンファレンス等研修及び研究会を通じた地域医療への貢献

オープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修及び研究会）等研修及び研究会の開催をはじめ、患者にとってのケアの連続性を重視し、質の高い医療の提供ができるような仕組みづくりを行っていき、地域医療に貢献すること。

(3) 市関連病院の連携

市民病院のみならず、西神戸医療センター、神戸リハビリテーション病院及び先端医療センターも含めた市関連病院で連携を取り、診療科目の再編も含めた機能の特化を図り、医療機能に応じて相互に患者の紹介を行うとともに、職員の人事交流も積極的に行うこと。

5 安全管理を徹底した医療の提供

(1) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、個人情報の保護や情報公開に関しては、本市条例のもと適切な対応を行うなど、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

(2) 医療安全対策の徹底

インシデント（医療の全過程において患者に被害を及ぼすことはなかつたが、注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（医療の全過程において

発生した患者に傷害を及ぼした事例)に関する情報の収集及び分析を行い、医療事故の再発の防止及び予防に取り組むことにより、医療安全対策の徹底を図るとともに医療安全文化の醸成に努めること。

(3) 院内感染防止

市民に信頼され、安全に医療を提供するため、院内感染の防止対策について、体制の整備を明確にし、確実に実践すること。

(4) 専門性を發揮したチーム医療の推進

市民・患者の視点に立った医療を提供する中で、より専門性を發揮するとともに、あらゆる部門や職種を超えた良好なコミュニケーションの下に、専門職が一つになって、チーム全体で医療を推進すること。

6 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上

(1) クリニカルパスの充実と活用

客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、E B M (科学的な根拠に基づく医療)を推進し、クリニカルパス(入院患者に対する治療の計画を示した日程表)の充実と活用に積極的に取り組み、バリアンス分析(設定した目標に対して逸脱した事項の分析)等を行うことにより、医療の質の改善及び向上と標準化を図ること。

(2) D P C の活用

D P C (診断群分類別包括評価)による診療情報のデータを蓄積し、他の病院との比較分析を行い、医療の質の改善及び向上と標準化を図ること。

(3) 電子化の推進

患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るために、情報システムの更新時などに、市民病院のシステムの共有化といった基盤づくりも含め、効率性及び実効性も検討した上で、更なる電子化を推進すること。

7 臨床研究及び治験の推進

臨床研究及び治験が推進できるよう体制整備の更なる充実を検討すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 すべての職員がプロとして活躍し、やりがいが持てる病院

(1) 専門性の高い資格取得に向けた研修

認定医、専門医、認定看護師、専門看護師等の確保に向け、職員の専門性の向上を図るため、研修制度の充実に努めること。

また、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療技術職についても研修等を充実し、専門性の向上に努めること。

(2) 専門性の高い資格や技術の取得への支援

医療職の職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得等に対する支援に努めること。

(3) 事務職員及び技術職員の病院運営に関わる能力向上への支援

病院事務については、医療保険制度や診療報酬制度など病院特有の複雑で専門的な知識が必要であり、専門職としての事務職員の能力の開発及び人材の育成に努めるとともに、技術職員もそれぞれの分野での専門性を高めるよう努めること。そのために必要な事務職員及び技術職員の能力向上に対する支援に努めること。

なお、委託事業者の職員とともに病院を運営するパートナーとして、能力向上に努めること。

(4) 優れた専門職の確保

医師不足の中で、市民病院としての役割を果たすために、優秀な医師の確保に努めること。あわせて、質の高い看護職員、薬学教育6年制下での薬剤師、DPC導入を踏まえた診療情報管理士及び医療情報技師など優れた専門職の確保に努めること。

(5) 職員満足度の向上（医療職の負担軽減）

病院で働く職員にとってもやりがいが持てる職場づくりに努めること。

また、医療職の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。

2 人材の成長を促進する人事給与制度と育成プログラムの充実

(1) 努力が評価され、報われる人事給与制度の導入

病院で働く職員にとっても働きがいのある病院となるよう、業績及び能力を評価する人事評価制度を構築し、努力が評価され、報われる人事給与制度の導入に努めること。

また、優れた専門職を確保するための人事給与制度を構築し、多様な採用形態を検討するとともに、採用手続の迅速化にも努めること。

(2) 研修制度の充実

技術のみならず、患者への応対も含めた人材の成長を促す研修制度の充実に努めること。

3 教育病院として医療に携わる人材の育成への貢献

(1) 教育病院（専門医等の研修施設として認定された教育施設としての性質を有する病院）としての指導力の向上

高度専門医療の水準を維持し、及び向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、専門医、指導医等の取得に向けた教育研修体制の充実を図りつつ、臨床研修医及び後期研修医の受入れに努めること。

(2) 神戸市看護大学等との連携

神戸市看護大学等と連携を図り、引き続き、看護学生の受入れに努め、教育病院としての役割を果たすとともに、優秀な看護職員の確保に努めること。

4 外部評価等の活用

(1) 病院機能評価等の活用

病院機能評価等の評価項目に基づき、日頃から病院運営の改善に努めること。

(2) 監査制度の充実

監査制度の充実に努めるとともに、監査結果に基づき、必要な見直しを行うこと。

5 環境にやさしい病院づくり

本市が取り組んでいる「環境負荷の少ない持続的に発展できる環境保全型社会」の実現に向けて、市民病院において、さらに環境にやさしい病院づくりを目指すこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 資金収支の均衡

(1) 安定した経営基盤の確立

市民病院機構は、不採算医療及び行政的医療に係る本市からの運営費負担金の交付の下、市民病院としての役割を果たすとともに、安定した経営基盤を確立するため、診療科別及び部門別の損益分析といった手法を用い、增收対策及びコスト管理の徹底等を行うことにより経営改善を図り、中期目標の期間中の資金収支の均衡を目指すこと。

(2) 収入の確保（組織及び人員配置の弾力的運用）

病床管理の一元化による病床利用率の更なる向上や手術及び検査の枠の見直し等による件数の増加、高度医療機器の更なる稼働率の向上により収入を確保すること。

また、多様な雇用形態の活用、組織及び人員配置の弾力的な運用などにより、新たな診療報酬を確保すること。

更に、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の発生防止策や確実な回収策を講じることなどにより収入を確保すること。

(3) 費用の合理化

予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、医療材料等の共同購入に加え、長期契約等を導入するなど、地方独立行政法人化のメリットを生かした費用の合理化を図ること。

2 質の高い経営ができる病院

(1) ガバナンスの確立による体制の整備

市民病院機構の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局などの体制を整備するとともに、市民病院機構内で適切な権限配分を行い、効果的かつ効率的な運営管理体制を構築すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成するために、病院内でのコミュニケーションを図り、全職員が経営状況や問題点を共有し、自立的に運営を行う仕組みを整備すること。

(2) 経営体制の整備

経営責任を明確にした上で、委託事業者の職員を含む全職員が経営を理解する仕組みを構築すること。特に事務部門について、アウトソーシングなどにより、組織のスリム化に努めるとともに、経営企画機能を強化して、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。

また、全職員が経営に関する情報を共有することにより、質の高い経営を行うこと。

(3) バランストスコアカード（BSC）を用いた経営

地方独立行政法人化後も、病院のビジョンを明確にするとともに、全職員がそのビジョンを共有するために、引き続き、目標管理のツールであるBSC（財務指標だけでなく非財務指標についても着目し、多面的な指標を組み合わせて業績を計画、評価及び管理することにより目標を効果的に推進する経営手法）の浸透を図り、P D C Aサイクルを確立し、質の高い経営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 PFI手法による中央市民病院の再整備

中央市民病院については、PFI手法により再整備を行う神戸市立中央市民病院整備運営事業を承継し、PFI事業者と適切な役割分担を図り、平成22年度中の施設完成を目指して確実に事業を進めていくこと。

また、新中央市民病院の開院後においては、事業全体の効率化を図るとともに、PFI事業者のノウハウを活用し、協働で、時代のニーズにあった最適な患者サービスや質の高い病院サービスの提供を図っていくこと。

2 医療産業都市構想への寄与

神戸医療産業都市構想への寄与として、特に中央市民病院は、臨床部門の核として、先端医療センターをはじめ、他の医療機関等と協力しあうとともに、臨床に応用される段階になった医療については、安全性と倫理性への十分な配慮のもとにいちはやく市民に提供していくこと。

地方独立行政法人福岡市立病院機構 中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害時等の対応

2 医療の質の向上

- (1) 診療体制の強化・充実
- (2) 病院スタッフの確保と教育・研修
- (3) 信頼される医療

3 患者サービス

- (1) 患者サービスの向上
- (2) ボランティアとの共働

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営組織

2 収支改善

- (1) 増収
- (2) 費用削減

3 人事・給与

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院に向けた取組

2 福岡市民病院の経営改善の推進

前文

こども病院・感染症センターは、子どもが心身ともに健やかに育成されることを目的に小児専門の高度医療を提供する小児医療の中核的な病院として、また、福岡市民病院は、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、それぞれ質の高い医療を提供してきた。

市立病院などの公立病院は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を、安定した経営のもとで、継続して提供していくことが求められており、国において、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」が示され、地方公共団体は病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが求められている。

こうした背景を踏まえ、福岡市においては、平成20年1月に「福岡市立病院の経営形態のあり方」について福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、同年6月に、両病院の抱える課題や福岡市の財政状況等を考えると速やかに地方独立行政法人への移行を図るべきとの答申が示された。この答申を踏まえ、福岡市は「福岡市立病院経営改革プラン」を策定し、平成22年4月に地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。

福岡市としては、不採算医療等の政策的な医療の提供にかかる必要な経費はこれまでどおり福岡市が負担することとしたうえで、市立病院機構が達成すべき目標をここに示し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、福岡市が担うべき医療を市立病院機構が安定的・継続的かつ効率的に提供していくことを求めるものである。

市立病院機構が、この中期目標や、福岡市における市政運営の基本方針である「福岡市2011グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、医療の質の向上や患者サービスの充実を図るとともに、経営の健全化に取り組み、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

ア こども病院・感染症センター

小児医療（高度・地域・救急）のさらなる充実を図るとともに、産科を新設し、周産期医療に取り組むこと。

第一種・第二種感染症指定医療機関としての役割については、審議会の答申を踏まえ、福岡県へ指定辞退を届け出ているが、代替の医療機関が確保されるまでの間は、その役割を果たすこと。

イ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、脳卒中センターの充実や循環器系疾患への対応強化などを進め、高度救急医療のさらなる向上を図ること。

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

市立病院として、地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進すること。

(3) 災害時等の対応

災害発生時やその他の緊急時において、福岡市地域防災計画、各種疾患の対策行動計画等に基づき、適切に対応すること。

2 医療の質の向上

(1) 診療体制の強化・充実

医療のさらなる高度専門化に対応し、より安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、必要に応じて診療科の再編やセンター化を行うとともに、各専門領域の医療スタッフが連携して診療に取り組むチーム医療体制を充実させるなど、診療体制の強化・充実を図ること。

(2) 病院スタッフの確保と教育・研修

ア 医師

医療水準を向上させるため、優れた医師の確保に努めるとともに、教育・研修体制の充実等を図ること。

イ 看護師

働きやすい環境づくりを進め、看護体制の充実に必要な人員の確保を図ること。

また、専門性向上のための資格取得等を奨励・支援する体制を整えるなど、教育・研修システムを整備すること。

ウ その他医療技術職

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに、研修体制を充実させ、専門性や医療技術の向上を図ること。

エ 事務職

計画的にプロパー職員の採用及び育成を行い、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案できる事務部門を構築すること。

(3) 信頼される医療

市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確實に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。

3 患者サービス

(1) 患者サービスの向上

患者のニーズを的確にとらえ、より柔軟な対応を行うなど患者サービスの向上を図ること。

また、より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに、患者の利便性の向上を図ること。

(2) ボランティアとの共働

ボランティアとの連携を図り、市民・患者の視点に立ったサービス向上のための取組を進めること。

4 法令遵守と情報公開

市立病院としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応すること。

また、専門医療に関する情報、各病院の役割及び医療内容、地域の医療機関との連携等についても、ホームページ等を活用し、情報を発信すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営組織

市立病院機構の運営を的確に行えるよう、理事会及び本部事務局などの組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、効果的・効率的な経営が可能となる運営管理体制を構築すること。

2 収支改善

(1) 増収

診療体制の充実、病床利用率の向上や高度医療機器の稼働率向上を図り、増収を目指すこと。

また、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金発生の防止や確実な回収に努めること。

(2) 費用削減

予算科目及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効果的・効率的な事業運営に努めること。

また、価格交渉の徹底や多様な契約手法の活用、委託業務の見直し等を行い、費用の削減を図ること。

さらに、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化、既存施設の有効活用などのアセットマネジメントを推進すること。

3 人事・給与

職員の意欲を引き出す人事制度を構築し、職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムの導入に努めること。

また、病院の業績等に応じた給与制度を導入し、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

市立病院の使命を果たすため、福岡市からの必要な経費負担後の経常黒字が達成できる経営基盤を確立すること。

そのため、経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他病院との比較分析を行うなど、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めること。

また、部門ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況を適宜確認するなど経営管理を徹底すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院に向けた取組

こども病院・感染症センターについては、PFI手法により整備を行う新病院整備等事業を承継し、平成26年3月の開院を目指して確実に事業を進めていくこと。

また、新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、開院に向けて医療従事

者を計画的に採用するなど、必要な準備を行うこと。

なお、今後の新病院の整備にあたっては、平成20年9月の福岡市議会における「新病院の整備に関する決議」の趣旨を踏まえること。

2 福岡市民病院の経営改善の推進

福岡市民病院については、審議会から「市民病院は、東区、博多区、糟屋地区における中核的な病院として機能していること及び市の医療政策の総合的な推進の観点、さらに、経営改善の進捗も期待できることから、当面は現在の施設を活用して存続させることが適当であると考える。この場合、経営の効率化や健全化に向けた取り組みに、従来以上の努力を行っていくことが前提となる。なお、繰入金が増大するなど経営改善の達成状況が不十分な場合や、施設老朽化の時期においては、医療環境や財政状況など諸条件を踏まえて、市民病院のあり方について、再度検討する必要があると考えられる。」との答申がなされている。

このことを踏まえ、福岡市民病院については、着実に経営改善を進め、従来以上に経営の効率化を図ること。

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標

前文

今般、京都市においては、医療を取り巻く状況やこれまで京都市立病院（以下「市立病院」という。）及び京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）が果たしてきた役割を踏まえ、今後、両病院がその役割をより効果的かつ効率的に果たせるよう、両病院を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。

この中期目標は、法人が病院事業を実施するに当たって達成すべき業務運営に関する目標として、地方独立行政法人法に基づき、市会の議決を得て定めたものであり、法人においては、この中期目標を着実に達成するよう、京都市長として指示する。

1 医療を取り巻く環境

わが国においては、高齢化、生活習慣や食生活の変化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加するなど、疾病構造が大きく変化している。

このように医療需要が変化・多様化し、医療の専門化・高度化が進むとともに、患者の側においては、情報技術の進歩による知識の普及に伴い、その意識が変化し、自ら選択してより良質な医療を受けたいというニーズが高まってきている。

一方で、全国的な医師、看護師の不足及び診療科や地域による医師の偏在により、多くの医療機関で職員の確保が課題となっている。また、増加し続ける医療費の負担の観点からは、国民や保険者のみならず、国や地方自治体の財政負担も限界に達しつつある中で、医療機関にはより透明性が高く、効率的な医療の提供

が求められている。

2 これまでの市立病院及び京北病院の役割

市立病院及び京北病院は、これまで感染症医療、災害時医療、へき地医療等公共上の見地から必要な医療であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある医療（以下「政策医療」という。）並びに高度の専門的知識及び技術に基づく医療の提供、地域医療の支援等の役割を果たすことにより、自治体病院として市民の健康保持に寄与してきた。

3 今後市立病院及び京北病院が果たすべき役割

(1) 市立病院

政策医療の拠点として、また、生活習慣病を中心とした高度急性期医療を提供する地域の中核病院としての役割を引き続き適切に担うため、政策医療の安定的かつ継続的な提供、高度急性期医療の更なる充実及び地域医療連携の推進を図る必要がある。併せて、経営改善を推進し、経営の健全化に取り組む必要がある。

(2) 京北病院

広大な地域内に集落が散在し、医療機関へのアクセスが悪い京北地域における唯一の病院であり、今後の地域振興を考えていくうえでも必要な社会資源である。このため、診療体制の確保に努め、引き続き初期救急医療をはじめ、身近なかかりつけ医として、地域で医療・保健・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携を図りつつ、地域の住民の健康を支えていく必要がある。

第1 地方独立行政法人による病院運営

1 地方独立行政法人化によって目指すもの

病院事業は、これまでの地方公営企業法の一部適用の下においても企業の経済

性の発揮と公共の福祉の増進の両立に努めてきた。しかし、職員の定数管理や採用、組織、給与その他の勤務条件等について地方自治法や地方公務員法等の制約があること、単年度予算主義であり、また、予算編成等に相当の期間を要するため、財務的な対応をタイムリーに行うことができないこと、業務委託や調達に関して、単年度での契約が原則であり、費用が削減しにくい面があることなど、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していくことが難しい構造的な要因があり、最適の経営形態ではなかった。

病院事業の地方独立行政法人化は、迅速な意思決定による自律的かつ弹力的な経営が可能であるという利点を生かし、両病院の役割をより的確に果たしていくことを目的として行うものである。

2 経営形態の変革に係る考え方

(1) 病院事業を実施する地方独立行政法人を設立することは、昭和40年の市立病院の開設以来初めての抜本的な経営形態の変革である。法人の設立後は、良質な医療を提供し続けるための基礎となる経営基盤を固めることが重要である。法人は原則として独立採算により運営しなければならないが、病院経営に不可欠な長期貸付金や運営費交付金については、京都市が責任をもって確保していく。

(2) 法人は、市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としており、その業務は、十分な説明と情報に基づいた市民の理解と納得の下で運営する必要がある。

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31までの4年間とする。

第3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療

前身である伝染病院の時代からの長き伝統の上に立ち、平成21年の新型インフルエンザ発生時には、いち早く発熱外来を開設するとともに、初期には市内の大部分の患者の診療を担った。この経験と実績を踏まえ、国際観光都市でもある京都市において、既存の感染症のみならず、新型インフルエンザなどの発生が市民のいのちと健康はもとより市民生活全般や都市機能にも大きな影響をもたらす新たな感染症について、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(2) 大規模災害・事故対策

地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備すること。また、十分な訓練を行い、京都市地域防災計画に基づき必要な対応を迅速に行うこと。

(3) 救急医療

ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、より多くの救急搬送を受け入れ、365日24時間入院を必要とする患者に円滑に対応すること。

イ 市立病院整備運営事業により建設する新棟において飛躍的に充実する救急医療機能を遺憾なく発揮できるよう、医師等の人的資源を確保し、三次救急医療を担う救命救急センターを補完する役割を担うこと。

ウ 小児救急医療については、365日24時間小児科医師を配置し、患者を受け入れてきた。この実績を踏まえ、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担の下、入院を必要

とする小児を積極的に受け入れること。

(4) 周産期医療

京都府内の周産期医療システムの一翼を担う地域周産期母子医療センターとして、関係機関との役割分担を踏まえ、合併症妊娠・分娩やハイリスク妊娠に対しても、母子ともに安全な分娩管理を行い、他の医療機関からの母体搬送も受け入れること。

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院としての取組

地域のかかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度急性期医療を担うこと。また、地域の医療従事者向けの研修を実施するなど、地域の医療機関を積極的に支援することにより、地域医療支援病院として地域の医療水準の向上に寄与すること。

イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組

(ア) 検査機器の整備や病理診断の質の確保により、がんについて適切な診断を行うこと。また、最適な治療を行えるよう外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植、緩和ケアの提供等幅広いがん治療の提供体制を確保すること。

(イ) 放射線治療の分野においては、市内でも数少ない最新の機器による高精度体外照射、腔内照射をはじめとする幅広い手法による高い実績を生かし、これまで以上に充実したがん治療を行うこと。

(ウ) 他のがん診療連携拠点病院や高度専門医療機関、地域の医療機関等との連携を強化することにより、京都市におけるがん診療の質の向上に貢献するとともに、京都市のがん予防の取組に必要な協力をを行うこと。

ウ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・脳・血管病センターの設置

心疾患や脳血管疾患に関連する既存の診療科が有機的に連携して総合的な診療体制を構築することにより、迅速かつ高度なチーム医療を提供する心臓・脳・血管病センターを設置すること。

集中的な治療期を経過した患者には適切な急性期リハビリテーションを行うとともに、転院後の効果的な回復期リハビリテーションへの引き継ぎや早期の社会復帰につなげるように努めること。

(イ) 糖尿病治療

徹底した食事・運動指導等、極めて高く評価され、日本全国や海外からも患者を受け入れている実績を生かし、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないための糖尿病治療に取り組むこと。

エ 小児医療

(ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため必要な設備及び診療体制を充実し、他の医療機関とも連携することにより、安心して子供を産み育てられる医療体制の一翼を担うこと。

(イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髄移植推進財団の認定施設として、引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を実施すること。

オ 専門外来

現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来など）の実績を踏まえ、医療の進歩や市民ニーズの変化に合わせて、必要な専門外来を開設するなどの確な対応を図ること。

(6) 看護師養成事業への協力

高度化、複雑化、専門化する医療に適切に対応できる看護師の確保は、重要である。したがって、貴重な臨床実習の場として、京都市内の看護師養成機関による看護師の養成に協力すること。

(7) 保健福祉行政への協力

保健医療、福祉施策、医療費支払などの経済問題に関する相談に応じ、京都市が実施する医療・保健・福祉施策の実施に協力すること。

(8) 疾病予防の取組

ア 健診センターにおいて、特定健診を中心とした人間ドック及び特定保健指導を引き続き行うこと。

イ インフルエンザワクチン等の予防接種及び健康教室を引き続き行うこと。

2 京北病院が提供するサービス

(1) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や地域の医療ニーズの変化を踏まえた適切な入院・外来診療体制を確保すること。

イ 京北病院へのアクセスの確保に取り組むとともに、通院が困難な患者に対しては、訪問診療、訪問看護など、在宅医療の提供を適切に行うこと。

(2) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、初期救急医療を提供する役割を的確に果たすこと。また、高度な医療を要する患者については、市内中心部の高度急性期医療機関へ転送すること。

(3) 介護サービスの提供

ア 施設介護サービスの提供

施設介護サービスへのニーズの増加に対応するため、療養病床から転換した介護老人保健施設において利用者の状況に応じて長期入所・短期入所共に受け入れる等、これを適切に運営すること。

イ 居宅介護サービスの提供

通院が困難な者に対して、そのニーズに対応した居宅介護サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション等）を提供すること。

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

ア 地域の住民の協力を得て、京北病院の機能や取組についての周知に努めること。また、地域に密着した事業を充実し、積極的に地域への浸透を図ること。

イ 医療・保健・福祉サービスを提供する京北地域内の様々な施設とのネットワークにおいて重要な役割を果たすこと。

3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

(1) 医師不足の問題に見られるように、地域の医療・保健・福祉サービスを提供する社会資源は限られているため、それぞれの機能に応じた適切な役割分担と連携を図り、地域全体で適切なサービスを提供することが非常に重要である。

(2) 市立病院は、地域のかかりつけ医等から入院や手術を必要とする急性期の患者の紹介を受け、高度医療を提供するとともに、回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介や患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院等を行うこと。

(3) 京北病院は、医療・保健・福祉サービスを提供する様々な施設や市立病院との緊密な連携を図り、地域医療連携の中心的役割を果たすこと。

4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

(1) 患者の視点、患者の利益の優先

- ア 患者の視点、患者の利益を最優先にしながら、医療の質及びサービスの質の向上を図ること。
- イ 分かりやすい説明とこれに基づく同意の下に、診療を行うこと。

(2) 医療の質の向上に関するここと

- ア 医学の進歩による医療の高度化及び複雑化に対応して、常に高度かつ標準的な医療を提供することができるよう、医療専門職の知識・経験の向上を図ること。
- イ 高度な医療を提供するために必要となる機器及び設備の計画的な充実に努めること。
- ウ 医療の質に関する客観的なデータの収集、他の医療機関とのデータによる比較分析などを通じて、常に科学的な根拠に基づいた質の高い医療を提供すること。

- エ 医療の質に関する客観的なデータや外部の評価機関の評価結果の公表により、患者が自ら納得し、選択して自分に合った医療を受けられる権利を保障すること。

(3) 安全で安心できる医療の提供に関するここと

- ア 医療安全に係る組織やマニュアルを不斷に見直すことにより医療安全体制を強化すること。
- イ インシデント及びアクシデントを公表する取組を推進し、医療安全の風土づくりを進めること。

(4) 患者サービスの向上に関するここと

- ア 温かく心のこもった職員の接遇・応対の一層の向上を図ること。

- イ 施設面での快適性や利便性の確保、待ち時間の短縮などにより、快適に医療サービスを受けられよう努めること。
- ウ 患者満足度を客観的に把握したうえで、必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図ること。

(5) 情報通信技術の活用

常に電子カルテを含めた総合情報システムの改良に努めることにより、医療の質や患者サービスの向上を図ること。

5 適切な患者負担についての配慮

誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施すること。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善に係る仕組みづくり

- (1) 病院全体として、医療の質や患者サービスを向上させるため、常に患者、市民、職員等の意見を取り入れる業務運営を改善する仕組みを構築すること。
- (2) 職員の積極的な経営参画意識と志気を高め、業務改善が常に実行される風土を醸成すること。

2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

- (1) 迅速かつ的確に意思決定し、これを着実に実施することができる簡素で効率的な組織を構築すること。
- (2) 各部門からの迅速で的確な報告及び提案を経営戦略へ高めていくことができるよう、第一線を担う職員と意思決定を行う役員及び職員との意思疎通の円滑化を図ること。
- (3) 専門知識や高い能力を有する職員により構成する企画戦略部門を充実する

こと。

- (4) 法人の決定事項を各部門や各職員に明確な指示として的確に伝達し、その実施状況を適切に評価することができるよう、指揮命令系統を明確にしておくこと。
- (5) 監事及び会計監査人がより実効性の高い監査を行うことができる態勢を構築すること。

3 医療専門職の確保とその効率的な活用

(1) 医療専門職の確保とその効率的な活用

- ア 市立病院及び京北病院のそれぞれの役割に応じ、必要な専門知識を有した医療専門職を確保すること。
- イ 医療専門職間の密接な連携と適切な役割分担により実施してきたチーム医療を更に推進すること。また、各医療専門職が最大限の専門性を発揮できること。

(2) 医師

ア 市立病院

地域医療連携の考え方に基づき、かかりつけ医等との適切な役割分担の下、高度急性期医療機関としての役割を果たすことができるよう、専門性の高い医師を確保すること。

イ 京北病院

地域包括ケアを適切に提供できるよう、総合的な知識と経験を有する医師を確保すること。

ウ 他職種との適切な役割分担

他の職種との適切な役割分担の推進により、医師の負担や疲弊を緩和し、

提供する医療の質を向上させること。

(3) 看護師

- ア 入院患者の重症度や看護必要度、外来診療における看護師の役割を踏まえ、常に適正な配置を検証し、必要な看護師数を確保すること。
- イ 看護師の専門性を確保するための計画的な教育及び育成を継続すること。
- ウ 夜間における医療安全を適切に確保するため、引き続き適正な人数の看護師を配置すること。

4 職員給与の原則

職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとすること。

5 人材育成

医療に関する専門知識・技術又はより戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営・医療事務に係る専門知識及び使命感を持った職員を計画的かつ効率的に育成すること。

6 人事評価

職員の意欲及び主体性の向上並びに組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの導入を図ること。

7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

- (1) 職員のワークライフバランスや職場における安全衛生の確保、職場のコミュニケーションの活性化、職員の努力や実績が適正に評価される制度の構築などを通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげること。

- (2) 職員満足度を客観的に把握するため具体的な措置を講じ、患者満足度と併せ

て分析し、公表すること。

8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用

市民ボランティアと職員の協働の積極的な推進や、市民モニターの活用を通じて、市民目線でのサービスの向上に努めること。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 収益的収支の改善

(1) 法人全体及び各病院単位とともに、経常収支で単年度黒字基調を維持すること。

そのため、収益確保の観点から、病床利用率の向上や適正な診療収入の確保に努めること。また、適切な未収金対策を行うこと。

(2) 費用の効率化の観点から、人件費比率の目標管理、診療材料等の調達コストの縮減など最大限の効率化を図ること。

(3) 法人運営は、独立採算が原則であるが、政策医療の分野において、十分な努力を行ってもなお診療収入をもって充てることができない経費は、税を主な財源とする運営費交付金として市民の負担により賄われていることを十分認識し、運営費交付金を中期計画に適切に計上するとともに、その内訳や考え方を明らかにすること。

2 安定した資金収支の実現

京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営することができるよう、計画的な設備投資及び職員採用を行うこと。

3 経営機能の強化

(1) 診療報酬の改定や患者の動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行うこと。

(2) 職員一人一人が経営感覚を持って担当業務を遂行できるよう、適切な目標の

付与とその達成度の評価を行うこと。

4 資産の有効活用

建物や医療機器などへの設備投資を行う際には、目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、その目的や目標の達成状況を常に検証しつつ、資産を有効に活用すること。また、すべての資産について遊休化を回避し、有効に活用すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院整備運営事業の推進

- (1) 救急・災害医療等の政策医療機能、がんや生活習慣病への高度医療機能、地域医療の支援機能を整備・拡充する市立病院整備運営事業を推進し、更なる医療機能の充実・強化を図ること。
- (2) 民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、施設整備費、運営費の抑制を図り、従来手法と比べての経費削減効果を確保すること。
- (3) 法人から医療周辺業務を受託し、実施する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）との適切な協働関係を構築すること。また、ＳＰＣが各種業務を総合的に管理することにより、医療専門職を本来業務に専念させ、医療サービスを向上させるとともに、診療報酬の増大につなげること。
- (4) モニタリングは、効率的で実効性のあるものとし、ＳＰＣの業務遂行状況を確実に確認し、評価すること。

2 コンプライアンスの確保

- (1) 関係法令や病院内のルールを遵守することはもとより、法令等の目的や趣旨に立ち返り、点検と確認を行い、病院内のルールに不備や無駄があれば、速やかに改善すること。
- (2) そのため、研修の実施等により役職員のコンプライアンスに対する意識を向

上させるとともに、情報公開の徹底や、法人内外からのチェックが機能する仕組みの構築によりコンプライアンスの確保を図ること。

3 戦略的な広報と分かりやすい情報の提供

(1) 医療サービスや法人の運営状況について市民の理解を深められるよう、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による戦略的な広報を行うこと。

(2) 医療の質や経営に関する指標について具体的な数値目標を定め、その実績の経年変化や達成度、他の類似医療機関との比較等により、正確で分かりやすい情報を提供すること。

4 個人情報の保護

すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。特に、電子カルテなどの電子情報については、大量かつ迅速に処理が可能であり、また、加工、編集、複製等が容易であるという特徴があり、漏えい等が生じた場合の影響が大きいことから、厳格な管理を行うこと。

5 関係機関との連携

(1) 医療の提供に当たっては、健康危機事案、地域保健の推進又は救急搬送を担う京都市の各部局との連携を密にすること。

(2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院、広域的な医療を担う医療機関及び国の機関との連携を図ること。

6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

温室効果ガス及び有害物質の排出抑制、廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進など、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効な活用に取り組むことにより、持続可能な社会の形成に寄与すること。

地方独立行政法人堺市立病院機構中期目標

前文

市立堺病院は、その理念である「すべての患者さんの権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供します」に基づき、軽症から重症まで幅広い診療領域における医療提供に加え、悪性新生物（がん）等に対応する高度専門医療や二次を中心とした救急医療を提供するなど、地域における中核医療機関として堺市域における医療機関と連携しながら地域医療の確保のため重要な役割を果たしてきた。

しかし、少子高齢化の進行、国民の医療ニーズの多様化や医療技術の高度化、医療制度改革など医療を取巻く環境は大きく変化しており、医師不足等に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、市立堺病院をはじめ多くの公立病院においては、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあり、経営状況も悪化していることから、そのあり方について、大きな転換を迫られている。

平成 19 年 12 月に国から「公立病院改革ガイドライン」が示され、市立病院等の公立病院は、地域において提供されることが必要な医療のうち、民間医療機関による提供が困難な医療を、安定した経営のもとで、継続して提供していくことが求められている。市立堺病院においては、これまでも経営改善に努めてきたが、公立病院として地域で必要とされる医療を提供するためには、今まで以上に効率的な病院運営を行い、経営基盤の安定化を図る必要がある。

そこで、平成 20 年 11 月の「市立堺病院のあり方について（提言書）」（市立堺病院のあり方検討懇話会）において、経営形態については、市立堺病院が政策医療を担う観点から、市の一定の関与が可能で、かつ、経営における自主性と責任の明確化が図れるよう、「地方独立行政法人」を設置・運営主体とすることを検討すべきとされ、今般、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。

市立病院機構においては、市立堺病院の理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、引き続き、救急医療等の政策医療も含め質の高い医療を安全に、安定的、継続的かつ効率的に提供するという公的使命を果たすとともに、市民及び患者へのサービスの向上と効率的な病院運営を行うことを求め、ここに市立病院機構に示す基本的な方針である中期目標を定めるものである。

今後、市立病院機構が、この中期目標に基づき、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を最大限に活かしながら、医療の質の向上や患者サービスの充実を図るとともに、経営の健全化に取り組み、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市民が求める安全で安心な医療はもとより、救急医療、高度専門医療等を提供するとともに、医療の質の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与すること。

1 市立病院として担うべき医療

(1) 救急医療

- ア 救急医療は、市民がいざというときに備え、地域のセーフティーネットを確保する観点から市立病院として担うべき医療の根本をなすものであることから、市内の救急告示病院、消防局との連携のもと、救急医療体制の充実を図ること。
- イ 地域医療機関との連携及び役割分担のもと、365日24時間救急医療体制の維持、充実を図り、「断わらない救急」に努めること。

(2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療

- ア 小児医療の更なる充実を図るとともに、安心して子どもを産み、育てられるよう、周産期医療体制の充実を図ること。
- イ 小児救急医療については、初期救急医療を担う急病診療センターや二次救急医療を担う他の病院群輪番病院との適切な役割分担のもと、二次救急医療を中心に担い、365日24時間救急医療体制を確保すること。

(3) 感染症医療

- ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関としての役割を果たすこと。
- イ 新型インフルエンザ等の新興感染症等について、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

(4) 災害その他緊急時の医療

- ア 災害拠点病院として、堺市地域防災計画等に基づき、必要な対応を迅速に行うとともに、自らの判断で医療救護活動を実施すること。
- イ 大規模な災害や事故の発生に備え、日頃から人的及び物的資源を整備し、訓練すること。

2 高度専門医療の提供

(1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応

ア がんへの対応

これまでにも重点的に取り組んできたがん診療について、引き続き診療機能の充実に努め、大阪府がん診療拠点病院として地域の医療機関等との連携を強化することにより、本市におけるがん診療の質の向上に貢献するとともに、がん予防に積極的に取り組むこと。

イ 脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応

がんと同じく脳血管疾患、心疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加しており、市民の健康を守るうえでの重要課題であることから、脳卒中診療、急性心筋梗塞診

療、糖尿病診療に取り組み、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度専門医療の提供体制を整備すること。

(2) 高度で専門性の高い医療の提供

必要に応じて診療科の再編や医療センター機能の充実など、診療体制の強化、充実を図り、高度専門医療を担う中核病院として、医療の更なる高度専門化に対応し、より病態にあった質の高い医療を提供すること。

(3) 総合的な診療とチーム医療の推進

患者の視点に立った最良の医療を提供するために、診療科の枠を越えた総合的な診療を行うとともに、適切な役割分担と良好なコミュニケーションのもと職種を越えた協力体制によるチーム医療を推進し、提供する医療内容の高度化と質の向上を図ること。

(4) 専門性及び医療技術の向上

医学の進歩による医療の高度化及び複雑化に対応して、常に高度かつ標準化した医療を提供できるよう、高度医療機器の更新や医療専門職の研修等を充実し、専門性及び医療技術の向上を図ること。

(5) 臨床研究及び治験の推進

新しい治療法を開発するため、臨床研究及び新薬の治験に積極的に取り組むこと。

3 安全・安心で信頼される医療の提供

(1) 医療安全対策等の徹底

ア 安全で安心できる質の高い医療を提供するため、医療の安全を確保する体制を充実し、医療事故につながるおそれのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど、医療安全対策を徹底すること。

イ 市民に信頼される安全な医療を提供するため、院内感染防止対策について、体制を明確にし、確実に実践すること。

(2) 患者の視点に立った医療の実践

ア 医療の中心は患者であることを常に認識し、全ての患者の権利と人格を尊重し、心の通う医療を提供すること。

イ 患者自身が医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、情報開示や十分な説明を行い、同意を得る、インフォームド・コンセントを徹底すること。

ウ 医療従事者による説明及び相談体制の充実、セカンドオピニオン（病状や治療法について、担当医以外の医師の意見を聴き、参考にすること）の充実等に取り組むこと。

(3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上

ア 常に客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択するとともに、クリニカルパス（入院患者に対する治療計画を示した日程表）の充実と活用による医療の標準化に取り組むこと。

イ 臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の整備などによる医療の質に関

する客観的評価を通じた医療の質の向上に取り組むこと。

ウ D P C（診断群分類別包括評価）による診療情報データを活用し、医療の質の改善と標準化に取り組むこと。

（4）法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

ア 市立の医療機関として公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理に基づく適正な病院運営を行うこと。

イ 全ての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底すること。特に、カルテ（診療録）等の個人情報の保護及び情報公開に関しては、本市条例のもと、適切に対応すること。

4 患者・市民サービスの向上

（1）患者サービスの向上

ア 患者の満足が得られるよう、全ての職員の意識改革を図り、患者の視点に立った医療及びサービスの提供に取り組むこと。そのため、患者のニーズや患者満足度を把握したうえで、必要な改善策を講じること。また、患者に接する機会が最も多い看護職の意見がきめ細かく反映できる体制の整備に努めること。

イ より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに、患者の利便性の向上に努めること。

（2）誰もが利用しやすい病院づくり

障害のある方や外国人などコミュニケーションに配慮が必要な方が、安心して医療を受けることができる体制を整備するなど、誰もが利用しやすい病院づくりに努めること。

（3）待ち時間の改善

外来診療の待ち時間、検査や手術の待ち日数の短縮に取り組むなど、患者へのサービスの向上を図ること。

（4）職員の接遇向上

市民及び患者に選ばれる病院、市民及び患者が満足する病院であり続けるため、職員一人ひとりが接遇、応対の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。

5 地域医療への貢献

（1）地域医療機関との連携推進

医療スタッフ等の限られた医療資源を効果的に活用し、より多くの市民に対して高度で専門的な入院治療を提供することで地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携を推進すること。

（2）地域医療への貢献

ア 地域の医療水準の向上の観点から、高度医療機器の共同利用、開放病床の利用、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師の派遣などに取り組むこと。

イ 地域医療連携を円滑に行っていくために、地域の医療機関との相互啓発や診療内容等の情報共有を図ること。

(3) 人材の育成

教育病院として臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れるほか、看護師等の医療専門職の臨床実習の場として、医療専門職養成機関による医療専門職の養成に協力するなど、医療従事者の育成に貢献すること。

(4) 疾病予防の取組

市民の健康増進を図るために、予防医療推進の観点から市の機関と連携して人間ドック、がん検診、特定健診等の各種健康診断、予防接種、健康に関する啓発などを引き続き行うこと。

(5) 保健福祉行政等との連携

健康危機事象への対応、地域保健及び福祉の推進、救急搬送を担う市の各部局との情報交換など、医療、保健、福祉行政等との連携を図り、市立の病院としての役割を果たすこと。

(6) 市民への保健医療情報の発信

市民を対象とした公開講座の開催や医療情報の提供など、健康に関する保健医療情報の発信及び普及啓発に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

自律性、機動性、透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を構築するとともに、効率的な業務運営を行い、安定的な経営基盤を確立すること。あわせて職員満足度を向上させ、職員に魅力のある病院づくりに努めること。

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

市立病院機構の運営が自律的かつ的確に行えるよう、組織体制を整備するとともに、機構内で適切な権限配分を行い、効果的かつ効率的な経営が可能となる業務運営体制を構築すること。

(2) 質の高い経営

ア 病院のビジョンを明確にするとともに、全職員がビジョンや経営状況に関する情報を共有することにより、自律的に運営を行う仕組みを整備すること。

イ 中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる目標を着実に達成できるよう、理事長のリーダーシップのもと、各部門責任者がマネジメントを実践すること。

ウ 診療科別及び部門別の損益分析等の手法を用いて、経営改善のために取り組むべき課題を明らかにし、効率的な病院経営に努めること。

(3) 事務経営部門の強化

ア 経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。

イ より戦略的な病院経営を行ううえで必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識及び使命感を持った人材の確保や育成を行うこと。

(4) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

ア 各職場における業務改善のための様々な取組を通じて、職員の積極的な経営参

画意識と士気を高め、業務改善が常に実行される風土の醸成に努めること。

イ 病院全体として、医療の質や患者サービスを向上させるため、常に患者、市民、職員等の意見を取り入れ、業務運営を改善する仕組みを構築すること。

2 優れた医療スタッフの確保

(1) 優れた医療スタッフの確保

ア 市立病院としての役割を果たし、安全で安心できる質の高い医療を安定的に提供できるよう、医師や看護師をはじめとする優れた医療スタッフの確保に努めること。

イ 教育病院として教育研修機能の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。

ウ 関係教育機関等と連携を強化し、優れた看護師及び医療技術者の確保に努めること。

(2) 教育研修の充実

ア 医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、教育研修を充実するとともに、専門資格の取得等の自己研鑽や研究を支援するなど、教育研修制度を充実すること。

イ 知識、技術のみならず、患者への対応も含めた人材の成長を促す研修に努めること。特に研修医の研修においては、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進できる医師の育成に努めること。

3 やりがいを感じる病院づくり

(1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

医療現場の実情を踏まえつつ、職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

(2) 職員のやりがいと満足度の向上

各職種の適切な役割分担による診療周辺業務の負担の軽減や、職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働く全ての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

(3) 働きやすい職場環境の整備

ア 職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。

イ 病後児保育や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。

4 効率的・効果的な業務運営

(1) 組織・診療体制・人員配置の適切かつ弾力的運用

ア 患者動向や医療需要等の変化に即して診療科の変更や医師等の配置を弾力的に行うなど、効果的な医療の提供に努めること。

イ 様々な雇用形態の職員の活用を行うなど、柔軟な人材採用制度を検討すると

ともに、採用手続の迅速化にも努めること。

ウ 業務量に応じた適切な人員配置や業務の外注化など、人員体制の効率化に努めること。

(2) 予算執行の弾力化

中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

(3) 医療資源の有効活用

他の医療機関との連携、病床の適正配置、医療機器の共同利用など、医療資源の有効活用を図ること。また、医療機器等の設備投資を行う際には、費用対効果を明確にし、その機器を有効に活用すること。

5 外部評価等の活用

(1) 監査の活用

監事及び会計監査人による実効性の高い監査を実施するとともに、監査結果に基づき必要な見直しを行うこと。

(2) 病院機能評価等の活用

病院機能評価等の評価項目に基づき、日頃から病院運営の改善に努めること。

(3) 市民意見の活用

市民ボランティアや市民モニターを活用するなど、市民からの意見収集を通して、市民目線でのサービスの向上に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

診療収入の増収及び費用の節減に取り組み、市立病院の役割を果たせる安定した経営基盤を確保すること。

1 経常収支の黒字の達成

市立病院としての役割を果たしながら、安定した経営基盤を確立するために、中期目標期間中の経常収支の黒字を達成すること。

2 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

診療報酬改定や法改正に的確に対処し収益を確保するとともに、適正な病床管理による病床利用率の向上、手術及び検査の枠の見直しによる件数の増加、高度医療機器の稼働率の向上などにより、増収をめざすこと。また、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の発生防止対策及び早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

後発医薬品の採用促進、長期契約の導入による診療材料等の調達コストの縮減、人件費比率の適正化、各種委託契約の見直しなどにより、費用の節減及び合理化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 わかりやすい情報の提供

(1) 積極的な広報

質の高い患者中心の医療、病院に蓄積された専門医療の情報、専門外来等の市立堺病院が提供するサービスを積極的に広報することにより、多くの患者に選ばれる病院づくりに努めること。

(2) 適切な利用の啓発

地域医療における市立堺病院の役割等について、市民及び患者に情報提供し、地域における貴重な市立の医療資源として適切な利用が図られるよう、啓発に努めること。

(3) 経営状況の情報提供

市立病院機構の経営状況について、市民の理解を深められるように、目的や対象に応じた適切な内容や媒体による情報提供を行うこと。

2 環境にやさしい病院づくり

温室効果ガス及び有害物質の排出抑制、廃棄物の減量、省資源及び省エネルギーの推進など、地球温暖化対策の推進と限りある資源の有効な活用に取り組むことにより、持続可能な低炭素社会の形成に寄与すること。

3 新病院整備の推進

(1) 確実な整備の推進

新病院については、大阪府地域医療再生計画、市立堺病院将来ビジョン（基本構想）及び新病院整備基本計画に基づき、平成26年度中の施設完成を目標に整備を進めているところであるが、次の機能を備えた地域の中核病院として確実に整備を推進すること。

- (ア) 救命救急センター等の救急医療の機能
- (イ) がん等の高度専門医療の機能
- (ウ) 小児・小児救急・周産期の医療機能
- (エ) 感染症医療の機能
- (オ) 災害拠点病院としての災害時医療の機能
- (カ) 地域医療連携の機能

(2) 経費削減効果の確保

施設整備費及び新病院開設後の運営費について、民間の経営能力、技術的能力や管理手法を活用することにより、従来手法と比べて経費削減効果を確保すること。

(3) 新病院の機能充実に向けた計画的な準備

新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、医療従事者を計画的に採用するなど、新病院での機能充実に向けた必要な準備を計画的に行うこと。

(4) 救急医療のネットワークの構築

新病院が、広域における三次救急機能を併せ持つ救急医療の基幹病院として機能

すべく、関係機関とのより緊密な連携による救急医療のネットワークシステムを構築すること。

(5) 救急病床からの転床・転院先の確保

救急医療の核となる病院として、その機能を十分に発揮していくためにも、救急医療用の病床からの転床、転院など、急性期を脱した患者の受け入れ先の確保に努めること。

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター中期目標

前文

岡山市立市民病院（以下「市民病院」という。）及び岡山市立せのお病院（以下「せのお病院」という。）は、これまで救急医療や感染症医療などの地域に必要とされている医療に積極的に取り組み、市民の生命と健康を守る地域の中核病院として質の高い医療を提供してきた。

しかし、医療を取り巻く環境が今後ますます厳しさを増す中、今後市民が求める良質な医療を提供し続けるためには、社会情勢の変化や医療保険制度の変革に柔軟かつ迅速に対応できる運営体制の整備や持続可能な経営基盤を確立することが求められているところである。

こうした中、市民病院においては、平成19年1月の岡山市立市民病院あり方検討委員会から、「地方独立行政法人化（非公務員型）は、現行制度下で存続のための2つの条件（公的な役割を果たすために必要とされる医療を提供し、同時に将来的にも市民負担を抑制する）を解決できる現実的な方策として最も有効な手段となりうるものであると考えられる。」と提言された。

そして、市はこの提言を踏まえ、平成24年2月に、柔軟で迅速な人材確保など、機動性・弾力性が高く、自律的な経営が可能な一般地方独立行政法人による運営が最も望ましいと考え、せのお病院と併せて平成26年4月に地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）を設立することとした。

現在、市民病院は、平成27年度に岡山ERを特徴とした医療機能と保健・医療・福祉連携機能を備えた新市民病院の開院に向けて準備を進めており、市の目指す最適な地域医療システムの構築の一翼を担っていくこととしている。

この中期目標は、市が市立総合医療センターに対して指示する基本的な方針であり、市立総合医療センターにおいては、引き続き救急医療や感染症医療など市民に必要とされる医療を確実に実施するとともに、市民へのより良い医療の提供と、より効果的・効率的な病院運営を行うことにより、地域医療の推進のための重要な役割を求めるものである。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として特に担うべき医療

(1) 市民病院

救急医療など市民に必要とされる医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病など高度で専門性の高い医療を安定的に提供するとともに、他の医療機関等との役割分担や連携を図ることにより、市民の生命と健康を守ること。

ア 新市民病院は、24時間365日すべての症状の患者を受け入れる岡山ER

の円滑な実施により、市民が安心できる救急医療を提供するとともに、岡山E-Rでの救急初期診療後は他の医療機関に引き継ぐコーディネート（転送・転院・紹介）を積極的に行うこと。また、救急医療機関のひとつとして、地域における救急医療の一翼を担うとともに、各医療機関の役割分担と連携を促進し、地域医療ネットワーク全体で救急医療を支える体制づくりに貢献すること。

- イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き現在の役割を果たすこと。また、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。
- ウ 大規模災害に備え、傷病者の受入れや災害派遣などの医療救護が実施できる体制を構築するとともに、新市民病院開院後は、災害その他緊急時に迅速かつ適切な医療提供のできる拠点機能を確保すること。
- エ 小児・周産期に係る地域の医療提供の状況を踏まえ、地域医療機関との連携及び役割分担を行うことにより、安心して子どもを産み育てられる小児・周産期医療を提供すること。
- オ 市民のためのセーフティネット機能を果たすため、必要な診療基盤を備え、地域医療の中で十分な対応が難しい医療を提供すること。
- カ がん診療連携推進病院として、引き続き質の高いがん診療機能を提供するとともに、市民の健康を守る上で重要な脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の治療に取り組み、高度で専門性の高い医療を安定的に提供すること。

(2) せのお病院

市内の高度専門医療を担っている病院や周辺地域の保健医療福祉関係機関と密接に連携するとともに、周辺地域の中核病院として医療を提供することにより、市民の生命と健康を守ること。

- ア 救急告示病院として周辺地域の初期救急医療を提供する役割を果たすこと。
- イ 周辺地域の中核病院として引き続き市民に必要とされる医療を提供する役割を果たすこと。
- ウ 市民病院をはじめ高度専門医療を担っている病院の後方支援病院としての役割を担うこと。
- エ 訪問看護をはじめとする在宅サービスについて、周辺地域の保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図ること。
- オ 大規模災害に備え、傷病者の受入れや医療救護ができる体制を構築すること。

2 医療の質の向上

(1) 安全・安心な医療の提供

- ア 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、医療安全に係る情報の収集及び分析を行うとともに、全職員の医療安全に対する知識向上に努め、医療事故の予防及び再発防止対策に取り組むなど、積極的かつ組織的に医療安全対策を徹底すること。

- イ 院内感染防止に対する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し、改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。
- ウ 医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、個人情報の保護及び情報公開に関して適切に対応するなど行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

(2) 診療体制の強化・充実

安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、岡山E.Rとの連携強化による総合的な診療体制を確立するとともに、多職種連携によりチーム全体で医療を推進するなど、診療体制の強化・充実を図ること。

(3) 医療の標準化の推進

- ア 法人内の医療系と事務系を統合した先進的な統合情報システムを構築することにより、医療の質の向上、さらには患者サービスの向上を図ること。
- イ 客観的な根拠に基づく個々の患者への最適な医療を提供するとともに、クリニカルパスの充実と活用による医療の標準化に取り組むこと。

(4) 調査・研究の実施

医療に関する調査や臨床研究、治験を推進する体制を整備し、積極的に取り組むこと。

3 市民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

- ア 全ての患者の権利と人格を尊重し、患者の視点に立った質の高い医療を提供すること。
- イ 患者との信頼関係の構築に努め、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。
- ウ 患者満足度調査による患者ニーズの把握及び改善などにより医療の質の向上を図ること。
- エ 医療を提供した結果、患者やその家族との紛争が生じた場合には、適切な紛争解決の方法を確保すること。

(2) 職員の接遇向上

患者やその家族、市民から信頼を得られるように職員の意識を高め、接遇の向上に努めること。

(3) 市民や患者にわかりやすい情報発信

市立病院の役割や機能に加え、疾病予防や健康に関する情報等、市民や患者にわかりやすい情報発信に積極的に取り組むこと。

4 地域医療ネットワークの推進

(1) 地域医療連携の推進

- ア 岡山大学をはじめとした急性期病院間での適切な役割分担を進めるとともに、回復期・慢性期の医療機関等、保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図ることにより、地域医療ネットワークの確立に努めること。
- イ 地域医療連携を円滑に行っていくため、地域の医療機関との診療情報の共有化を図ること。

(2) 地域医療への支援

- ア 地域医療支援病院として高度医療機器等の共同利用や開放病床の利用を促進するなど地域の医療機関を支援し、在宅医療の推進に向けた取り組みを実施すること。
- イ 医師不足の深刻な地域の医療機関へ医師を派遣するなど人的支援に努めること。

5 教育及び人材育成

(1) 教育・人材育成の強化

- ア 地域医療を担う医師等の安定的・継続的確保に貢献するため、岡山地域において医師等の教育機関である岡山大学と共同し、救急専門医の育成を目的とした寄付講座や総合診療医の育成を目的とした連携大学院等を活用した教育・人材育成の強化を図ること。
- イ 研修医を積極的に受け入れるとともに、医学生をはじめとする研修生・実習生に対する教育の充実など、医療従事者の育成に努めること。

6 保健・医療・福祉連携への貢献

(1) 保健医療福祉行政への協力

- 新市民病院内に市が保健・医療・福祉連携に係る総合相談窓口を設置し、同窓口と密接に連携し、退院患者の在宅復帰に向けた支援や医療に係る専門的な相談に対する支援などの役割を担うこと。
- また、市の保健医療福祉部門との情報交換などにより連携を推進すること。

(2) 疾病予防の取り組み

- 市民に対する健康支援講座の開催や健康支援に係る相談など、引き続き市民の疾病予防に向けて取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

- 地方独立行政法人制度の特長を活かし、独立した経営体として、主体性をもって

意思決定し、迅速に行動できるよう、理事会を中心とした体制を整備するとともに、職員の病院運営に対する意識の醸成を図るなど自律性を発揮できる効果的な運営体制の構築を図ること。

(2) 多様な人材の確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、多様で優秀な人材の確保に努めること。

ア 医師の人材確保

市立病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、臨床研修医及び後期研修医を育成すること。

イ 看護師及び医療技術職員の人材確保

関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術職員の確保に努めること。

ウ 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。

エ 育児支援等による人材確保

育児と業務の両立支援など多様な人材を活用できる体制を確保すること。

(3) 外部評価等の活用

病院機能評価等の評価項目に基づき業務運営の改善に努めるとともに、実効性の高い監査を実施し、監査結果に基づき必要な見直しを行うこと。

2 職員のやりがいと満足度の向上

(1) 研修制度の充実

医学の進歩による医療の高度化・専門化に対応して、常に高度かつ標準化した医療を提供できるよう、専門性及び医療技術の向上を図るために、医療スタッフの研修等を充実すること。

(2) 資格取得への支援

医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得等に対する支援を充実すること。

(3) 適正な人事評価制度

医療組織に適した職員の業績や能力、経験や職責などを反映した公正かつ適正な人事評価制度を構築し、適正な評価により職員のモチベーションを高めるように努めること。

(4) 職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすく働きがいのある病院づくりに努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

救急、感染症など公的に必要とされる医療を安定的に提供していくため、地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については運営費負担金として支出することとするが、一般会計の負担であることから、市民にわかりやすいように内訳や考え方を明らかにした上で適切に中期計画へ反映すること。さらに、経営の効率化や健全化に向けた取り組みを進めるなど抜本的な経営改革により、市立病院の役割を果たせる安定した経営基盤を確保すること。

2 収入の確保及び費用の節減

効率的な病床利用や高度医療機器の稼働率向上に努め、社会情勢の変化や医療保険制度の変革への的確な対応などにより収入を確保するとともに、給与費比率の適正化や診療材料など調達コストの削減など、費用の節減及び合理化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新市民病院の整備

(1) 平成27年度の開院に向けた事業の推進

平成27年度の開院を目指して、確実に事業を進めていくこと。

(2) 新病院の機能充実に向けた計画的な準備

医療スタッフの採用など、新病院の機能充実に向けて計画的に準備すること。

2 医療福祉戦略への貢献

(1) 市の推進する医療福祉戦略への貢献

新市民病院の隣接地に市が導入を検討している総合福祉の拠点となる健康・医療・福祉系機能や施設と協力しあうとともに、市の推進する医療福祉を核としたまちづくりへ貢献すること。

地方独立行政法人広島市立病院機構中期目標

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する
事項

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

前文

広島市民病院、安佐市民病院、舟入市民病院、リハビリテーション病院・自立訓練施設では、救急医療や周産期医療、小児医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療、さらには感染症医療やリハビリテーション医療を、それぞれの病院の特徴を生かし、積極的に提供するとともに、地域の医療機関等との連携強化に努め、地域医療を支えてきた。

今後も、救急医療等本市の医療施策上必要とされる医療の提供に取り組むとともに、病院の医療水準の維持、向上を図り、より一層高いレベルの医療を提供するなど、地域における中核病院として、市立病院に求められる役割を積極的に果たしていかなければならない。

そのためには、医療費の抑制を基調とした医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化、医療の高度化といった病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応できなければならない。また、市立病院に求められる

医療を、継続的、安定的に提供していくためには、病院が安定した経営の下で、維持されていかなければならない。そして、何より、必要な医療スタッフが確保され、意欲的に働く病院であることが必要である。

市立病院では、これまで、これらのことについて、地方公営企業法全部適用という枠組みの中で取り組んできたが、様々な制約から必ずしも的確に対応できているとはいえないかった。

こうしたことから、経営形態といった病院の枠組みに踏み込んでの検討を行うため、平成24年5月に「広島市立病院経営改善方策検討委員会」を設置し、同年11月に同委員会から「地方独立行政法人へ移行することが望ましい。」との最終報告を受けた。こうした検討等を踏まえ、本市では、病院の抱える課題や今後の病院を取り巻く環境変化に的確に対応し、安定した経営の下、より充実した医療サービスを提供していくため、今般、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。

市立病院機構が、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を最大限に生かしながら、本市の医療施策上必要とされる医療や高度で先進的な医療の提供、医療に関する調査・研究、地域の医療機関等と連携した地域医療の支援等を行い、市民の健康の維持及び増進に寄与することを求め、ここに市立病院機構に示す基本的な方針である中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事

項

1 市立病院として担うべき医療

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供すること。

(1) 広島市民病院、安佐市民病院

総合的で高水準な診療機能を有する本市の中核病院として、引き続き、救急医療など市民生活に不可欠な医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞などの治療を中心とした高度で先進的な医療を積極的に提供すること。

安佐市民病院は、本市の北部だけでなく、市域、県域を越えた北部地域の中核病院としての機能の拡充を図ること。

ア 広島市民病院は、初期救急から三次救急までの救急医療を提供するとともに、本市が進める救急医療コントロール機能の中心的な役割を担うこと。また、安佐市民病院は二次救急医療機関であるが、北部地域の救急医療体制の実態を踏まえ、引き続き実質的な三次救急医療の提供を行うこと。

イ 地域がん診療連携拠点病院として、豊富な治療実績を生かし、引き続きがん診療機能の充実を図ること。

広島市民病院は、平成27年度開設予定の「高精度放射線治療センター（仮称）」において、広島大学病院等と連携して放射線治療に関する医療水準の向上に取り組むこと。

ウ 広島市民病院は、総合周産期母子医療センターとして、リスク

の高い妊産婦や新生児への周産期医療を提供すること。

エ 災害拠点病院として、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制の確保を図ること。

オ 安佐市民病院は、へき地医療拠点病院として、また、市域、県域を越えた北部地域の中核病院として、北部地域医療機関に対する医師の派遣や医療従事者の研修等の支援に取り組むこと。

(2) 舟入市民病院

小児科の24時間365日救急診療や年末年始救急診療等を行う初期及び二次救急医療機関、また、市内唯一の第二種感染症指定医療機関として、市民生活に不可欠な医療を提供すること。

ア 小児救急医療拠点病院として、引き続き安定的な小児救急医療の提供に取り組むとともに、小児心療科等の小児専門医療を提供すること。

イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き感染症患者の受入体制を維持すること。併せて、感染症法の改正による担当疾病的変更や受入患者数の大幅な減少を踏まえ、指定病床数を上回っている感染症病床数の見直しを行い、より機能的な病棟業務を行うための環境整備や病院全体の機能向上のために活用すること。

ウ 病院機能の有効活用を図る観点から、広島市民病院との連携を強化することにより、双方が補完し合う関係を構築すること。

(3) リハビリテーション病院・自立訓練施設

脳血管障害や脊髄損傷などによる中途障害者に対する高度で専門的な医療及び訓練等の一貫したリハビリテーションサービスを提供

すること。

ア リハビリテーション病院は、急性期医療を終えた患者に対して、高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供すること。

特に、広島市民病院、安佐市民病院との連携を強化し、急性期の疾病治療・リハビリテーションから回復期のリハビリテーションが、連続的、一体的に提供できるようにすること。

イ 自立訓練施設は、リハビリテーション病院退院者の受け入れなど病院との連携を図りながら、利用者の家庭や職場、地域での生活の再構築のための訓練等を行うこと。

ウ リハビリテーション病院及び自立訓練施設は、利用者の様々な相談に応じるとともに、地域の医療・保健・福祉機関と連携して、退院・退所後の生活を支援すること。また、同一施設内の本市身体障害者更生相談所が取り組む、地域の身体障害者の相談支援や地域リハビリテーションなどの活動にも関わり、総合的なリハビリテーションサービスを提供すること。

エ リハビリテーション病院と他の市立病院間で、リハビリテーション医療に従事する医師や療法士等の異動、派遣等の交流を進め、リハビリテーション医療の質の向上と、市立病院におけるリハビリテーション医療の安定的な提供を図ること。

オ リハビリテーション病院は、病院の立地条件を生かし、デルタ地帯が被災した場合に備え、他の市立病院のバックアップ機能を強化すること。

2 医療の質の向上

(1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応

医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識の習得や技術の向上、診療科の再編などによる診療体制の充実を図るとともに、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。

(2) 医療の標準化の推進

良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するため、クリニカルパス（疾病別に退院までの治療内容を標準化した計画書）の活用の拡大を図ること。

(3) チーム医療の推進

診断技術や治療の多様化・複雑化に対応するため、医療スタッフが、診療科や職種を越えて連携し、それぞれの専門性を生かし、質の高い医療の提供を推進すること。

(4) 医療の安全確保の徹底

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療事故や院内感染など医療の安全を脅かす事象に関する情報収集・分析を行い、適切な予防策を講じること。

(5) 医療に関する調査・研究の実施

高度で先進的な医療の提供及び地域の医療水準の向上を図るため、職員の自主的な研究活動を支援するとともに、研究成果の情報発信に努めること。また、治験に積極的に取り組むこと。

3 患者の視点に立った医療の提供

(1) 病院情報の提供

ア 診療内容や治療実績など、患者等が病院を選択する上で必要な情報や、病院の現状や地域の医療機関との役割分担に係る市民の理解を促進する情報を積極的に提供すること。

イ 病院の運営内容や経営状況について、市民に分かりやすく情報発信すること。とりわけ、第1期中期目標期間中においては、法人化の目的や効果について、市民への周知を図ること。

(2) 法令・行動規範の遵守

市立病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令はもとより行動規範を遵守し、適正な病院運営を行うこと。

また、個人情報保護及び情報公開に関しては、本市条例等に基づき適切に対処すること。

(3) 患者等への適切な医療情報の提供、説明

ア 患者の権利を尊重し、信頼と満足を得られる医療を提供するため、インフォームド・コンセント（患者自身が医療内容を理解・納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者に十分な説明を行った上で同意を得ること。）を徹底すること。

イ 他の医療機関の患者等が、診断や治療方針の理解を深め、患者に合った診療を選択するため、セカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聞くこと。）を実施すること。

(4) 相談機能の強化

安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不

安や、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応すること。

(5) 患者サービスの向上

常に患者やその家族の立場を考え、温かく心のこもった応対ができるよう、職員の接遇の一層の向上を図ること。

また、患者等のニーズを的確に捉え、療養環境の改善や待ち時間等の短縮などに取り組むとともに、よりきめ細やかなサービスの提供に努めること。

4 地域の医療機関等との連携

(1) 地域の医療機関との役割分担と連携

地域の医療機関との適切な役割分担の下、紹介患者の受入れ・患者の紹介を積極的に行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

また、地域連携クリニカルパス（治療を行う複数の医療機関が治療方針を共有するための診療計画書）を作成・運用し、他の医療機関との連携により、一貫性のある医療を提供すること。

(2) 地域の医療機関への支援

市立病院が保有する高度医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関を支援すること。また、地域の医療従事者を対象としたオープンカンファレンス等各種研修会の開催などにより、地域の医療人材の育成に努めること。

(3) 保健機関、福祉機関との連携

高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化に対応するため、保健所等と連携し、疾病の予防や再発防止に取り組むこと。また、退院後の

介護等に対する支援を強化するため、地域包括支援センターや介護サービス事業所等との連携を図ること。

5 市立病院間の連携の強化

- (1) 市立病院は、病院間相互に連携し各病院の医療機能を補完し合い、病院群全体として、本市の医療施策上必要な医療を提供するとともに、一つの病院群として、各病院の役割の見直しや連携強化などを進めることで、効率的、効果的な病院運営を行うこと。また、本市が指定管理者制度により運営している安芸市民病院についても、引き続き連携を図ること。
- (2) 市立病院間で診療情報の円滑な伝達や共有化等を図り、より効率的で質の高い医療を提供するため、病院総合情報システム（電子カルテシステムを中心とした医療情報を電子化して総合的に活用するシステム）の更新に取り組むこと。加えて、地域の医療機関との診療情報の共有化についても検討すること。

6 保健医療福祉行政への協力

本市が実施する保健医療福祉施策に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の確立

市立病院機構は、中期目標、中期計画に掲げる目標、取組の達成を目指し、自律的、機動的な病院運営を行うこと。

そのため、理事会を中心とした組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、各病院長のリーダーシップの下、迅速で的確な意思決定ができるようにすること。

また、職員の積極的な経営参画意識を高め、業務改善に取り組む風土を醸成すること。

2 人材の確保、育成

(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材の確保

病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応するため、多様な採用方法・雇用形態を取り入れ、必要な時に必要な医療スタッフ等の人材を確保すること。

(2) 事務職員の専門性の向上

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等に迅速かつ的確に対応するため、戦略的な病院経営を企画・立案できる事務職員を確保するとともに、研修の充実などにより専門性の向上を図ること。

(3) 研修の充実

ア 医療スタッフの専門性や医療技術の向上を図るため、院内研修の充実や各種学会・研修会への参加、派遣研修など多様な研修機会の拡充を図ること。また、各種の資格取得のための研修参加を促進すること。

イ 教育研修機能の充実を図り、臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れること。また、広島市立看護専門学校やその他の関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師等の医療スタッフの確保、育成に努めること。

3 弹力的な予算の執行、組織の見直し

地方独立行政法人制度の利点を十分に生かし、弾力的な予算執行、多様な契約手法の導入を進めるとともに、医療需要等の変化に即して、

迅速・柔軟に組織や人員配置を見直すこと。

4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築

病院で働く医療スタッフ等が意欲的に働くことができるよう、法人の経営状況を踏まえつつ、職員の勤務実態や貢献度が適正に評価される人事・給与制度を構築すること。

(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減

病院の実態に即して、医療スタッフの業務を補完する補助職員の採用等により、適切な役割分担の下、医療スタッフの負担軽減を図ること。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て支援の充実など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むこと。

5 外部評価等の活用

会計監査人による監査、本市評価委員会による評価等に加え、患者等利用者の意見を踏まえ、法人の業務運営の改善を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

経営の安定化の推進

ア 法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療を提供するために必要となる経費については、引き続き本市が負担するが、本市経費負担後の中期目標期間中の経常収支の黒字を維持すること。

イ 適正な在院日数や病床の管理、診療報酬改定への的確な対応、

適切な未収金対策に引き続き取り組むとともに、長期契約など多様な契約手法の導入による調達コストの削減など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充

耐震性の向上と老朽化・狭隘化の解消、高度で先進的な医療機能の拡充等への対応を図るため、安佐市民病院の建替えを進めること。

また、建替えに当たっては、本市と十分に連携して取り組むこと。

地方独立行政法人大阪市民病院機構 中期目標

前文

大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住吉市民病院（以下これらを「市民病院」という。）は、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な救急医療や小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療や地域で不足する医療を提供するなど、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、公的医療機関としての役割を果たしており、今後も、より効率的な病院運営を行なながら、市民に安心・安全な医療を提供していく必要がある。

一方、市民病院の経営形態については、外部委員からなる市民病院経営検討委員会の最終報告（平成19年1月）において、独立行政法人がもっとも望ましい選択肢と考えるとされたが、当時100億円を超える資金不足を抱えていたことなどから、地方独立行政法人に移行するまでの暫定的な取組として地方公営企業法の全部適用を導入し、抜本的な経営改善と経営基盤の強化を図り、そのうえで、資金不足の解消を一つの区切りとして再度経営形態に明確な結論を出すよう求められた。

その後、病院局では、市民病院改革プランの取組などにより、収益の確保や費用の削減を図るとともに、従来の市の制度にとらわれない柔軟な人事・給与制度の運用などにも取り組んだ結果、長年の懸案であった資金不足についても改革プランの目標を1年前倒しする形で解消することができ、地方独立行政法人化に向けた課題が解消された状況となったことから、今後、より一層効率的・効果的な運営を図っていくことを目的として、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）を設立することとした。

市民病院機構においては、地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、単年度ごとの短期的視点から長期的視点にたったうえで、意思決定の迅速化を図り、地域医療のニーズや診療報酬改定など医療環境の変化に迅速に対応すること、また、契約手法の見直しや価格交渉の徹底による経費の削減など、現行の公営企業の経営形態では困難であった、収入の確保と費用の削減に努め、引き続き、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療や地域で不足する医療を提供するなど、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に応えていくことを期待する。

なお、中期計画の策定にあたっては、各病院の取組について、数値目標の設定を行い、進捗管理に努めるものとする。

第1 中期目標の期間

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市民病院機構は、大阪市の医療施策として求められる高度専門医療を提供するとともに、市域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、市民病院を運営すること。

市民病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要となる施設整備などを計画的に進めること。

また、市域における医療水準の向上を図るため、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図ること。

さらに、患者や市民の目線に立ってその満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。

病院名	基本的な機能
大阪市立総合医療センター	5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）への対応 救命救急医療、周産期医療、小児の高度専門医療、総合的がん医療、精神科合併症医療、感染症医療など高度・専門的医療これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立十三市民病院	結核医療を含む呼吸器医療の提供 地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供（内科救急、小児・周産期医療など）これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪市立住吉市民病院	大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療及び小児二次救急医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

(1) 市の医療施策推進における役割の発揮

① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

市民病院は、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、民間医療機関では対応が困難な政策医療など、各病院の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

ア 国の医療計画に沿った5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神）及び4事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）を中心に政策医療の充実を図ること。

イ 手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア医療を提供すること。

ウ 新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生等、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（新感染症法）に基づき一類及び二類感染症患者を受け入れるなど、円滑に対応すること。

エ 健康局における「あいりん地域を中心とした結核対策の拡充」により、結核入院患者の増加が見込まれることから積極的に受け入れを行うとともに、引き続き、合併症を有する結核患者の受け入れに対応すること。

オ 住吉市民病院については、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）への小児・周産期医療の機能統合が実施されるまでは、大阪市南部基本保健医療圏で不足する小児・周産期医療を提供すること。

② 診療機能の充実

各病院が市の医療施策における役割を着実に果たし、医療需要の質的・量的变化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、診療機能の充実を図ること。

また、患者動向や医療需要の変化に即して、診療部門の充実や見直しなどを図ること。

③ 新しい治療法の開発・研究等

市民病院は、それぞれの医療分野において、新しい治療法の開発や臨床研究に取り組むとともに、先進医療を推進し、市域の医療水準の向上を図ること。

④ 治験の推進

治療の効果や安全性を高めるなど、新薬開発等への貢献の観点から、治験を積極的に推

進すること。

⑤ 災害や健康危機における医療協力等

災害時において、大阪市地域防災計画に基づき、市の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めたときは、大阪府災害拠点病院及び市町村災害医療センターとして患者を受け入れるとともに、医療救護班を編成し現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、市の関係機関と連携しながら、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり

① 優秀な医療人材の確保・育成

各病院の医療水準の向上を図るために、医師や看護師をはじめ、優れた医療人材の確保に努めること。

また、優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実を進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽(さん)・研究をサポートする仕組みづくりを進めること。

② 職場環境の整備

医療人材の働きやすい職場環境づくりのために、短時間正職員制度の導入などの勤務形態の多様化を進めるなど、職員のワークライフバランスを充実させること。

③ 施設及び医療機器の計画的な整備

各病院における診療機能の充実、医療の安全性向上及び患者・市民の満足度向上を図るために、施設改修及び医療機器の更新を計画的に進めること。

(3) 市域の医療水準の向上への貢献

① 地域医療への貢献

地域の医療機関との連携・連帯に努め、お互いに協力し合う体制作りを進めることにより、地域の医療を充実させるとともに、紹介率や逆紹介率の向上を図ること。さらに、高度医療機器の共同利用の促進や、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師等の派遣などを進めること。

② 市域の医療従事者育成への貢献

看護師や薬剤師等の実習について積極的に協力するなど、市域における医療従事者の育成に貢献すること。

③ 市民への保健医療情報の提供・発信

市民を対象とした公開講座の開催、ホームページを活用した情報発信などを積極的に行い、保健医療情報の発信に努めること。

(4) より安心で信頼できる質の高い医療の提供

① 患者中心の医療の実践

「医療の中心は患者である」という認識のもと、患者の権利の尊重を徹底すること。そのためには患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上で医療従事者と患者との合意をいう。）を徹底すること。

さらに、患者やその家族を支援する観点から、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。）や医療相談などを実施すること。

② 医療の標準化と最適な医療の提供

患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）を活用して、質の高い医療を提供すること。

③ 医療安全対策等の徹底

市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。

また、患者と医療者の協働によるフルネーム確認等、患者の医療参加を得ながら、さらなる安全な医療に努めること。

④ 低侵襲医療の推進

患者の身体への負担が少ない、より低侵襲の医療の推進を図ること。

2 患者・市民の満足度向上

質の高い医療を提供するとともに、患者や来院者のニーズを把握し、サービスの向上に努めることにより、患者や市民の満足度を高めること。

(1) 院内環境等の快適性向上

院内の快適性向上や患者のプライバシー確保の観点から、施設や設備の改修・補修などを実施すること。

また、利便性の向上についても、患者や来院者のニーズにきめ細かく対応して、効果的な取組に努めること。

(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善

外来診療において、診療、会計などで発生している待ち時間を短縮するなど、受診時の負担感の軽減を図ること。

また、医療機器の稼動率の向上を図るなど、検査待ちや手術待ちについても改善を図ること。

(3) ボランティアとの協働

ボランティアの協力を得て、患者・市民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。

第3 業務運営の改善及び効率化、並びに財務内容の改善に関する事項

医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、自律性・機動性の高い法人運営体制をめざすこと。

さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向けた投資につなげることができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

1 自律性・機動性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

地方独立行政法人制度のメリットを活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善に取り組むことができるよう、各病院の自律性を發揮できる組織体制をめざすこと。

また、市民病院機構本部においては、各病院の経営支援が的確に行えるよう、経営手法の企画立案に関する戦略機能を強化すること。

① 事務部門等の専門性の向上

事務部門等においては、病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。

② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入

職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るために、医療現場の実情を踏まえつつ、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適切な運用に努めること。

さらに、個々の職員の経験、職務能力、職責などの適正な評価に基づく給与制度の構築

に努めること。

(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化

医療環境の変化や市民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各市民病院間の協力体制の整備を行い、診療科の再編や医療スタッフの配置を弾力的に行うこと。

(3) コンプライアンスの徹底

市立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）及び大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく実施機関として適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。また、業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

2 経営基盤の安定化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

中期目標等を着実に達成できるよう、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うとともに、各病院の業務改善を促すため、各病院の改善状況等を予算に反映させるなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 収入の確保

医業収益を確保するため、より多くの患者に効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬改定に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。

また、病床利用率、新入院患者数など、収入確保につながる数値目標を設定すること。

さらに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

(3) 費用の抑制

給与費については、給与費比率の数値目標を設定し、給与水準や職員配置の見直し、業務の委託等に努めること。

材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。

経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項を参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 運営費負担金の削減

地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による運営費負担金によるることはもちろんのこと、漫然とこれに頼るのでなく、収入確保並びに人件費をはじめ、すべてのコスト削減を徹底して経営努力に取り組み、その削減に努めること。

(2) 会計処理の明確化

3病院合計ではなく、各病院の経営収支を明確にした上で病院毎に適正な運営費負担金を投入するようにすること。

その際、政策医療に対する日常の運営に関する補填分と過去の過大な投資に対する補填分

を明確にすること。

(3) 経営指標の設定

2(2)、(3)に関する指標に加え、自己資本比率及び医業収支比率について、数値目標を設定し、毎年度着実な進捗管理を図ること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

市民病院機構定款議決にあたっての附帯決議に鑑み、弘済院附属病院については、建替え整備などの課題整理を前提として、将来的に運営に係る関与を図ること。

住吉市民病院については、大阪府市統合本部によって示された方向性に沿って、府立急性期・総合医療センターへの機能統合を進め、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）を設置し、大阪府域全体で最適となるように医療資源の有効活用を図ること。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

前文

医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担うとともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。

しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなどに起因して地域医療の存続が大きく揺らいでいます。本県も同様の状況に置かれており、地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。

このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目標の達成に向けた取組を始めることになります。

この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療を確固たるものとすべく、県立病院として以下の項目に真摯に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。
- 5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど、改革の^{さきがけ}魁として公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと。

第1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。ま

た、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。

1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

(1) 基本的な診療姿勢

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

(2) 県立病院が担う役割

県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。

また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。

2 医療に関する調査及び研究

本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。

(1) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

(2) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

(3) 産学官連携等への協力

富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。

3 医療に関する技術者の研修

優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。

(1) 医療従事者の研修の充実

医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実を図ること。

(2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実を図ること。

(3) 知識や技術の普及

県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。

4 医療に関する地域への支援

県民の安心・安全を守るために地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

(1) 地域医療への支援

遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。

(2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。

(3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。

5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。

1 簡素で効率的な組織づくり

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。

3 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

5 就労環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。